



# 令和9年4月開所分 家庭的保育事業



## 募集要項

募集期間：令和8年5月29日(金)～6月19日(金)

※応募にあたっては、事前にご相談ください。

横浜市こども青少年局

【問合せ先】

横浜市こども青少年局こども施設整備課  
TEL：045-671-4146



## 目 次

1 募集概要 .....	1
2 家庭的保育事業の整備・運営について .....	1
3 連携施設の確保について .....	11
4 事業実施者の審査基準 .....	12
5 申請方法等について .....	12
6 面接について .....	13
7 その他 .....	14
8 問合せ先 .....	14
9 参考資料 .....	15

### 【応募に際しての注意事項】

■整備予定か所数を超える申請があった場合は、エリアに関係なく、「4 事業実施者の審査基準」に基づいて審査し、評価の高い事業者を採択します。

### 昨年度募集要項からの主な変更点

■建物を賃借して整備を行う場合、定期借家契約は補助対象外となります。

## 1 募集概要

家庭的保育者の居宅等で0歳から2歳までの児童を保育する家庭的保育事業を運営する事業者について、「整備が必要な地域」を対象として募集を行います。

### (1) 整備費の助成

事業者が所有する物件又は賃借する物件に対して、保育の実施に必要とする「整備費（備品含む）」の助成を行います。

#### [助成金額]

200万円（上限）

※200万円のうち、保育の実施に必要とする備品購入は65万円を上限とします。

#### [対象経費（事例）]

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷蔵・冷凍庫の購入
- ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・幼児用トイレ、幼児用シンク、幼児用バス（沐浴槽）、調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え

※ 助成金を受けて改修等をする場合は、実施設計審査を行います。

#### 【参考】

「契約の手引き」「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>

### (2) 開所日

令和9年4月1日（厳守）

### (3) その他

家庭的保育者の定年等に伴い、新たな家庭的保育者を立てたい場合（いわゆる代替わり）については、募集エリアに限らず個別に対応しますので別途御相談ください。

なお、代替わりについては助成金の対象外となります。

## 2 家庭的保育事業の整備・運営について

### (1) 制度概要

保育士の資格や看護師及び幼稚園教諭の免許をお持ちの方、家庭的保育を経験された方等で横浜市が認可した家庭的保育者が、家庭的保育者の居宅等で児童を保育します。

## (2) 対象児童

満3歳未満で、保育を必要とする児童

(家庭的保育者及び家庭的保育補助者と3親等以内の親族関係にない児童)

## (3) 定員規模

3人以上5人以下

## (4) 児童を預かるまでの流れ(令和9年4月1日入所の場合)

令和8年10月頃

① 市が利用の申請を受け付け、入所する児童を調整します。

令和9年1月頃

↓

② 利用決定通知を受け取った保護者から家庭的保育者へ連絡がありますので、双方でご相談のうえ、面談日時を設定します。

令和9年3月中旬～下旬

↓

③ 家庭的保育者と保護者の面談で、保護者の方へ保育方針や保育内容について詳しく説明し、利用契約を結びます。

令和9年4月1日

↓

保育の開始

## (5) 利用料金について

利用料金は、家庭的保育者とその責任において徴収します。(利用料金は、保護者の市民税額により、各区福祉保健センターで決定します。)

<参考資料2 令和8年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料(保育料)>

## (6) 支援体制について

### ア 保育相談員による訪問相談

乳幼児の発達及び情緒の安定、心身の調和を図るような保育内容を促すとともに、保育に関する相談に応じるため、年2回、こども青少年局の保育相談員が、訪問相談を実施しています。

### イ 市の看護職員による電話相談

看護師の専門性を活かした支援として、保健衛生や健康管理に関する電話相談を実施しています。

### ウ 研修会の実施

保育内容の充実を図るため、研修会を実施しています。

## エ 運営指導の実施

児童の処遇計画、安全確保及び健康管理等の観点から、年1回、区福祉保健センターによる立入調査を実施しています。

### (7) 整備計画地について

土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれが考えられるため、神奈川県が、市全域で区域指定しています。このため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いします。

(参考法令等)

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)
- ・神奈川県土砂災害情報ポータル  
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>
- ・横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=63>

### (8) 事業における注意事項

家庭的保育事業は原則市が設定する定年まで運営していただく事業となりますが、やむを得ない理由により事業継続が難しくなることが判明した場合は、事業廃止予定年度の少なくとも3年前までに市に協議をしてください。

なお、定年による事業廃止の場合も事業廃止年度の3年前までに市にご連絡ください。

### (9) 設備基準の概要

定員構成について	
対象年齢	0歳～2歳
受入規模	3人以上5人以下
家庭的保育者について	
資格・経験等	【助成金を受ける場合】①及び②の両方に該当する個人であること 【自主整備の場合】①に該当する個人であること(②にあてはまることが望ましいです。面接等で低年齢児の保育経験及び保育の資質について確認します。)。 ※法人格による申請は募集しておりません。 ① 以下のア～エのいずれかに該当すること

	<p>ア 保育士の資格 イ 看護師の免許 ウ 幼稚園教諭の免許 エ 家庭的保育補助者の経験が1年以上（※1）ある方</p> <p>② 低年齢児全ての保育知識を有し、保育士資格を取得後、認可保育施設（※2）において、低年齢児の保育経験が常勤で3年以上ある方（0歳児の保育経験は必須）</p> <p>※1 1年以上とは・・・ 例：週1回の家庭的保育補助者の経験 → 5年の経験が必要となります。</p> <p>※2 保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。</p>
<p>年 齢 等</p>	<p>申請要件：満25歳以上61歳以下の方（※） ※ 年齢は、令和9年4月1日時点の満年齢とします。</p> <p>なお、事業の実施については、満66歳を迎えた年度末までとなります。</p>
<p>その他の要件</p>	<p>① 家庭的保育者は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>② 家庭的保育者は、他に職業を有せず、児童の保育に専念できる者であること。</p> <p>③ 家庭的保育者は、現に養育している学齢前の児童がいない者であること。（ただし、自宅以外に家庭的保育の実施場所を確保する場合は申請できます。）</p> <p>④ 家庭的保育者は、施設賠償責任保険、児童傷害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければならない。</p> <p>⑤ 家庭的保育事業を設置・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。</p> <p>⑥ 「新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）」に指定されているエリアにおいて、整備物件を確保し、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。（賃借物件による場合は、横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱（以下「認可・確認要綱」という。）第14条による）</p> <p>⑦ 児童福祉法における欠格事由を有しないこと。 （例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。）</p> <p>⑧ 家庭的保育者は、以下に該当しないこと。</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人 イ 暴力団経営支配法人等 ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者 エ 破産者で復権を得ない者 オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。 カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法第204条（傷害罪）、刑法第206条（現場助勢罪）、刑法第208条（暴行罪）、刑法第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、刑法第222条（脅迫罪）、刑法第247条（背任罪）に違反したことにより、罰金の計に処せら</p>

	<p>れ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>キ 市税等の滞納があること</p> <p>⑨ その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。</p> <p>※ ⑧については同居の親族も該当しないこと</p>
事業者の決定	認可事前協議の申請に対し、書類審査・実地調査・面接等を行い、横浜市児童福祉審議会の審議を経て、その適否を決定します。
研修の実施	<p>事業開始までに以下の研修の修了が必要となります。</p> <p>① 認定研修（保育士の資格を保有していない場合のみ）</p> <p>② 子育て支援員研修地域保育コース&lt;地域型保育&gt;（保育士資格の有無を問わず全員が対象）</p> <p>※ 今年度の神奈川県主催の「子ども子育て支援員研修」の募集期間については下記のホームページをご確認ください。</p> <p>【参考】「神奈川県子育て支援員研修」</p> <p><a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/shienin/1386_0_2018kosodate.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/shienin/1386_0_2018kosodate.html</a></p>
<b>職員配置について</b>	
配置すべき職員	<p>① 家庭的保育者</p> <p>② 家庭的保育補助者</p> <p>③ 調理員</p> <p>④ 嘱託医</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児科医が望ましいが、難しい場合は内科医とすること</li> <li>・歯科及び内科を、それぞれ選定すること</li> <li>・連携先の嘱託医と兼ねることも可</li> </ul>
補助者の要件	<p>保育の補助を行う家庭的保育補助者（<u>保育士資格を保有していることが望ましい。</u>）の雇用が必要です。</p> <p>補助者の要件は次のとおりです。</p> <p>① 開所までに子育て支援員研修地域保育コース&lt;地域型保育&gt;を修了していること。</p> <p>※ 今年度の神奈川県主催の「子育て支援員研修」の募集期間については、下記のホームページをご確認ください。</p> <p>【参考】「神奈川県子育て支援員研修」</p> <p><a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/shienin/1386_0_2018kosodate.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/shienin/1386_0_2018kosodate.html</a></p> <p>② 心身ともに健全であること。</p> <p>③ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。</p> <p>④ 補助者は、以下に該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 成年被後見人又は被保佐人</li> <li>イ 暴力団経営支配法人等</li> <li>ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>エ 破産者で復権を得ない者</li> </ul>

	<p>オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。</p> <p>カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法第204条（傷害罪）、刑法第206条（現場助勢罪）、刑法第208条（暴行罪）、刑法第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、刑法第222条（脅迫罪）、刑法第247条（背任罪）に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>キ 市税等の滞納があること</p>
<b>設備構造等について</b>	
階数等	<p>乳幼児の保育を行う専用の部屋は、原則として、居宅等の1階とします。ただし、居宅等の1階に保育室が確保できない場合は、居宅等の2階までに設置することとし、その場合は、建築基準法に規定する耐火建築物であり、避難上有効な設備を有するものであること。</p> <p>※ 2方向の避難経路が確保されていること。          ※ 居宅等が借家である場合は、家主の承諾があること。          ※ 借家である場合は、賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上又はそれと同等に認められる場合であること。</p>
耐震性	<p>新耐震基準を満たし、耐震上の問題がない建物とします。</p> <p>※ 昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されている建物で申請する場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわかる書類等を提出していただき、問題がなかったもの又は耐震補強が済んでいるものを対象とします。</p>
安全性	<p>既存建築物を改修して整備する場合は、建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付が確認できる建物のみ申請可能です。</p> <p>※ 確認済証がない場合は、「建築計画概要書」を提出していただきます。          ※ 検査済証がない場合は、「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書」を提出していただき、検査済証受付年月日の記載があり「未記載」となっていないことを確認します。</p> <p>上記が確認できない時は、法適合を証明できる場合（「既存建築物の現況調査ガイドライン」等を利用して建築基準法適合状況調査を実施し、完了検査までに基準適合が可能である場合に限り）のみ、整備が可能となります。なお、現況調査は申請時点で完了している必要があります。</p>
保育室の面積	<p>1室あたり有効面積9.9㎡以上とし、実質的に児童の保育に使用する面積が、児童1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>0歳児を合同保育室で保育をする場合にはベビーゲート等で他年齢児と保育スペースを区画すること。</p>
面積の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室等の面積は、<b>壁芯・内法・有効</b>の各面積を算定すること。（異年齢を1室の保育室とする場合も、各年齢毎に面積を算出すること。）</li> <li>・その他の面積は、壁芯面積を算定すること。</li> </ul> <p>※ 有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものを</p>

	<p>いう。</p> <p>① 押し入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚</p> <p>② 吊り押し入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものを除く）</p> <p>③ 手洗い器</p> <p>④ ピアノ</p>
便所・便器	<p>便所は、保育室・調理設備（または調理室）と区画されていること。</p> <p>児童用と職員用とがあり、衛生面への配慮から必ず各便所内に手洗いを設けてください（児童と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可。ロータンク手洗いのみは不可）。</p>
医務室	<p>児童が体調を崩した時などに静養する医務スペースを設けること。</p> <p>※ 静養又は隔離機能を持つ「部屋」にあることが望ましい。</p>
調理設備・調理室	<p>保育室と区画（腰高程度で可）し、衛生面で問題のないこと。</p> <p>保育用の専用冷蔵・冷凍庫を設置、または同等の取扱いができること。</p> <p>調理員専用の手洗い設備が設置されていること、または設置予定であること。</p>
衛生設備	<p>乳児用と乳児用以外の手洗い設備を保育室内にそれぞれ設けることが望ましい。</p> <p>沐浴設備を設置することが望ましい。</p>
採光・換気等	<p>採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積が、その居室の床面積に対して1/5以上であること。</p>
非常災害防止	<p>火災警報器及び消火器を有すること。</p>
屋外における遊戯等に適した広さの庭	<p>実施施設の敷地内に、2歳児1人あたり3.3㎡以上であり、児童が実際に遊戯できる面積の屋外の遊び場があること。ただし、敷地内に適当な遊び場を確保することが困難な場合は、児童の歩行速度で5分程度（概ね300m以内）にそれに代わる公園等があること。距離は実際の歩行ルートで計測すること。</p>
権利関係	<p>土地及び建物の権利については、家庭的保育者が所有又は賃借契約期間が賃借契約において10年以上、またはそれと同等と認められる場合であること。</p> <p>※ 建物を賃借して整備を行う場合、定期借家契約は補助対象外となります。</p>
通信環境	<p>横浜市への支払請求事務をパソコンで行うため、インターネットが使用できる通信環境であること。</p>
ペットの飼育	<p>動物アレルギーを発生させる可能性のある動物や、児童に危険を及ぼす可能性ある動物を飼育していないこと。</p>
<b>経営の安定性について</b>	
経済的基礎	<p>① 家庭的保育者が年間運営事業費※の6分の1（約2か月分）以上の額を安全性があり、かつ換金性の高い預貯金等（普通預金、定期預金等）により保有していることを銀行の残高証明書にて確認します。</p> <p>※ 申請時の定員数により年間で支払われる公定価格及び横浜市の独自助成である向上支援費に基づき算定してください。年間運営事業費の試算については「参考資料1」をご覧ください。</p> <p>② 整備に必要な資金が確保されていることを銀行の残高証明書にて確認します。整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれるかどうかを、償還計画書等をもとに確認します。</p> <p>③ 本申請のほか、施設整備を予定している場合については、申請状況・資金計画について確認します。</p> <p>④ <u>開所当初は入所数が定員に満たないケースもあるため、余裕をもった資金計画を立ててください。</u></p>

	⑤ 資金の管理については当該家庭的保育事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分してください。認可申請時（令和8年12月頃）までに口座を開設してください。
<b>保育内容について</b>	
保 育 内 容	保育内容は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準拠するとともに、家庭的保育の特性に留意して、保育する児童の状態に応じた保育を行うこと。
保 育 時 間 (開所時間)	平日及び土曜日について原則8時間以上開所すること。(公定価格は11時間開所を想定しているため、8時間開所の場合は給付費が減額となります。) なお、本市の補助を受けての整備の場合は、平日及び土曜日について11時間以上開所すること。
休 園 日	休園日は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）第2条及び第3条に規定する祝日及び休日、並びに12月29日から1月3日の間とします。
費 用 負 担	本市があらかじめ認めた延長保育料、実費徴収（延長保育サービスに伴う夕食代、おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めることは禁止しています。
保 護 者 と の 連 携	保護者と密接な連携を取り合い、日々の児童の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育者等で日常の児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めてください。
給 食	主食（ごはん・パン等）と副食（おかず・おやつ・牛乳等）の完全給食とします。 また、利用児童の発達状況やアレルギー等を考慮し、給食の提供（離乳食や除去食等）を行ってください。 給食の調理については、自園調理としてください。
保 健 衛 生	必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
健 康 診 断 等	職員に対しては年1回、児童に対しては保育開始時の健康診断も含め、少なくとも年に2回健康診断を行うこと。 給食業務に従事する職員は、月1回以上検便を行うこと。
連 携 施 設	【連携内容】「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の受け皿の設定」 ※「保育内容の支援」及び2歳児定員全員分の「卒園後の受け皿の設定」については、認可までに覚書により締結すること。 「代替保育の提供」については、必要に応じて覚書により締結すること。 ※事前協議にあたっては、2歳児定員全員分の「卒園後の受け皿の設定」について、連携先確保の見込みがあることを必要とします。(連携先確保の見込みとは、具体的な進級人数について連携施設から口頭での同意が得られている状態を示します。)  【連携施設】認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園）、認定こども園等

※その他法令等を遵守する必要があります。

## (10) 工事等について

ア 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮してください。

イ 開所前に「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度

測定を実施し、基準値以下であることを確認してください。（測定対象物質は7項目（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、パラジクロロベンゼン）とし、保育室や医務室（医務スペースのある事務室含む）、食堂等子どもが長時間滞在する可能性のある居室を対象とします。）

ウ 開所前に飲料水の水質検査を実施し、基準値以下であることを確認してください。測定対象項目は11項目（一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機物炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度）とします。

## (11) 近隣説明について

**家庭的保育事業整備に伴う近隣対応は、申請者の責務です。**整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に隣接する住民、町内会）に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民等への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告いただきます。近隣要望等については、申請者の責任において、誠意を持って対応してください。

### ア 申請段階

自治会町内会長、近隣住民等（特に隣接する住民や工事車両の通行に影響がある範囲）及び近隣の保育所・幼稚園等に対し、申請前に必ず「家庭的保育事業の設置について申請を行う」旨や整備計画（図面、開所日、開所時間、定員数等）の説明をすること。

なお、自治会町内会への連絡については、整備予定地の各区役所こども家庭支援課に御相談ください。

### イ 採択後

家庭的保育事業整備について選定された後、速やかに自治会町内会、近隣住民の方々に整備計画や運営等について説明すること。その際、保護者の送迎時の対応（駐輪・駐車等）や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。

### ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

### エ その他

近隣住民等への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施に当たっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること。また、本市から指示があった場合は、**戸別訪問又は説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。**

## (12) その他

ア 当該申請による事業採択が、認可を確約するものではありません。年末から年度末にかけて認可書類を提出していただき、内容を確認したのち、認可します。

イ 当該申請において本市に御提出いただく関係書類は情報公開請求の対象となります。

- ウ 家庭的保育事業において、宗教の教義を広め、儀式行事を行う等、信者を強化育成することを目的とする活動は行わないでください。また、政治上の主義を推進することを目的とする活動も禁止されています。
- エ 整備予定か所数を超える申請があった場合は、エリアに関係なく、「4事業実施者の審査基準」に基づいて審査し、評価の高い事業者を採択します。
- オ 自主財源にて整備を行うことも可能です。

### (13) 採択にあたり条件を附すこと

- ア 事業計画書の内容のとおり、事業を進めること。また、当該事業募集要項で提示した内容を遵守すること。なお、事業推進にあたって、疑義及び事業計画に変更が生じる見込みのある場合は、あらかじめ横浜市と協議すること。
- イ 採択後の近隣及び保護者対応については、家庭的保育者が責任を持って対応すること。また、採択後速やかに事業計画及び工事概要等を近隣住民等に説明し、指定の様式で市に報告すること。
- ウ 家庭的保育者を補佐する体制を強化すること。
- エ 「家庭的保育補助者の確保」については事前に具体的な計画を立てること。また、家庭的保育補助者の確保状況について、開所前年度10月以降に本市が実施する家庭的保育補助者確保状況調査に応じること。
- オ 家庭的保育者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講し、保育の質及び施設運営の向上を図ること。
- カ 家庭的保育者については、本市が開催する子どもの人権や保育に関する研修等、指定する研修を受講し、保育の質の向上を図ること。
- キ 開所までの間、家庭的保育者として必要な知識・技術を習得させること（研修・OJT）。育成状況については、市が指定する様式により報告すること。また、必要に応じて家庭的保育者に市が実施する面談を受講させること。
- ク 保育理念、保育指針に基づいた保育が実施できるよう、開所までに家庭的保育補助者の研修等の準備期間を十分に確保すること。
- ケ 本市が派遣する園内研修・研究サポーターを受け入れること。
- コ 家庭的保育者及び職員等の給与については、適正な給与水準を維持すること。
- サ 会計処理を適正に処理すること。
- シ 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。
- ス 開所後に施設運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応すること。

セ 整備予定地の地域性についてよく理解し、子育て支援に向けた取組みを進めること。

ソ その他、横浜市が求めることに対して、協議に応じること。

※ 上記以外にも採択後に条件を追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

### 3 連携施設の確保について

家庭的保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません。近隣の認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園）、認定こども園等と下記の内容について覚書を結んでください。連携先は複数設定していただいて構いません。

また、「保育内容の支援」及び2歳児定員全員分の進級先確保（「卒園後の受け皿の設定」）の見込み（※）があることが申請の条件となります。事業申請までに整備する区の区役所こども家庭支援課に事前に御相談いただくことも可能です。

※連携先確保の見込みとは、具体的な進級人数について連携施設から口頭での同意が得られている状態を示します。

#### (1) 連携施設の役割

##### ア 保育の支援【必須】

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、家庭的保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行っていただきます。認可書類提出時（令和9年12月頃）までに必ず締結していただきます。

##### イ 代替保育の提供

職員の急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行っていただきます。

##### ウ 卒園後の受け皿の確保【必須】

利用児童（2歳児）の卒園後の受け皿の設定について、認可書類提出時（令和9年12月頃）までに必ず覚書を締結していただきます。なお、卒園後にお子さんが安心して連携先の園に入園できるよう、「ア 保育内容の支援」についても同園で結び、積極的な交流を行っていただくようお願いします。

#### (2) 連携先施設

ア 認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園）、認定こども園等と締結することが可能です。

イ 連携施設の設定には、保育・教育理念や運営方針等確認しておくことが重要です。

なお、連携施設受諾促進加算（横浜市独自加算）は、他都市の状況や令和7年度末までの時限的な助成であったことを踏まえ、終了しました。

## 4 事業実施者の審査基準

（評価項目は例示です。）

評価項目	評価細目	
1 申請者の資質	(1) 資格・保育経験・勤務経験・継続予見性 (2) 健康状態 (3) 家族構成 (4) 財務状況	
2 職員体制	(1) 補助者の確保状況 (2) 調理員の状況	
3 周囲の状況	(1) 交通アクセス (2) 周辺環境 (3) 公園・屋外遊戯場の状況	
4 保育室の状況	(1) 定員構成 (2) 物件の権利関係 (3) 保育室の階層 (4) 調理設備の設置状況 (5) 採光 (6) 安全性・耐震性 (7) 防犯対策 (8) 衛生設備の設置状況	
5 連携計画	(1) 卒園後の進級先の確保 (2) 連携施設設定の内容	
6 面接	(1) 保育方針・施設運営の方針	保育理念、指針・要領等の理解度等
	(2) 人材確保・育成方針、キャリアパス	人材確保策、職員に対する人材育成の考えと具体案等
	(3) 地域対応・交流、苦情解決、保護者対応	地域対応・交流の考え方、苦情等の対応と責任等
	(4) 安全対策、防犯対策、事故時等の対応	事件・事故発生時における対応の理解度及び施設管理の考え方等
	(5) サポート体制・能力等	職員へのサポート体制及び家庭的保育者としての資質（責任性、コミュニケーション力、熱意等）

## 5 申請方法等について

### (1) 事前相談

申請物件の基準及び整備エリアの適合性等を確認するため、申請を希望される場合は、必ず

事前相談にお越しく下さい。

電話でご予約及び事前にExcel（図面等はPDF）データを送信していただいたうえで、相談にお越しく下さい。

※直接お越しいただくことが困難な場合は御相談ください。

### 【必要な書類】

- |   |
|---|
| ア 計画している家庭的保育事業の案内図（屋外遊戯場や付近の公園の位置が分かるもの）、配置図、平面図                                 |
| イ（既存建物の場合）建築確認済証及び検査済証の写し（又は、検査済証交付年月日の記載があり、「未交付」と記載されていない「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書」） |
| ウ 開所までのスケジュール（各種申請・工事関係工程、開所準備期間を反映したもの）  |
| エ その他「事業計画書」など  |

## (2) 提出方法

データを電子メール送付で御提出ください。

### ■提出先

横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所13階

こども青少年局こども施設整備課

電話：045-671-4146

Eメール：[kd-seibi@city.yokohama.lg.jp](mailto:kd-seibi@city.yokohama.lg.jp)

（最寄駅）みなとみらい線馬車道駅

JR桜木町駅もしくは市営地下鉄桜木町駅

## (3) 提出書類

申請書類等の様式	<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/chikigata/">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/chikigata/</a> ※申請する募集のページからダウンロードしてください。
----------	---

### ■ファイル名について

各資料のファイル名は次のとおりとしてください。

「資料番号\_添付資料名\_日付（状況）」→例1：「01\_住民票の写し\_0705（提出）」

例2：「09\_平面図\_0705（再提出）」

※電子メールによる資料送付は、市役所のメールサーバーの仕様により添付ファイルの容量上限が7MBとなります。容量を超える場合は、大容量ファイル転送サービスをご案内しますのでメールにてご連絡ください。頂いたメールアドレス宛にアップロード先URLのご案内を致します。

**※不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください**

## 6 面接について

### (1) 実施時期

「各種手続き等の期限・注意事項について」をご確認ください。

※ 詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

※ 日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

(2) **面接場所**

横浜市庁舎（別途ご案内します）

(3) **面接内容**

4「事業実施者の審査基準」「6 面接」のとおり（P.12）

## 7 その他

- (1) 申請後、面接前までに申請物件の現地調査をさせていただきます。
- (2) 提出後の「事前協議書」の変更は、原則として認めません。
- (3) 今回提出していただく「事前協議書」は返却いたしません。（本事業の目的以外には使用しません。）
- (4) 審査をする上で、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (5) 採択後、いくつか条件を附すことがありますので、あらかじめ御了承願います。
- (6) 平面図は設計士の方に依頼して作成してください。
- (7) 財務状況について、本市からヒアリング等をする場合があります。

## 8 問合せ先

不明な点等ありましたら、下記担当までお問い合わせください。

横浜市子ども青少年局子ども施設整備課

【電話番号】045-671-4146

【電子メール】kd-seibi@city.yokohama.lg.jp

## 9 参考資料

- 1 給付費について
- 2 令和8年度子ども・子育て支援新制度  
利用料（保育料）月額
- 3 かながわ保育士・保育所支援センターのご案内
- 4 保育所等の情報紹介サイト「えんみつけ！」のご案内
- 5 えんさがしサポート★よこはま保育のご案内

## 給付費について

保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき給付費をお支払します。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

利用者負担は横浜市が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収していただきます。

### 【参考サイト】

- ・ 令和8年度公定価格単価表

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html>

- ・ 試算ソフト(令和4年10月1日時点版)の掲載先 URL

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha#soft>

※申請にあたり、より詳細に試算したい場合は、ご連絡ください。

## 令和8年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）（月額）

（単位：円）

認定区分	1号認定	2号認定（3歳児クラス～） 満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から
対象施設・事業	認定こども園（教育利用）・幼稚園	認定こども園（保育利用）・認可保育所
負担額	0	0

負担区分	認定区分	3号認定（0～2歳児クラス） 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで								
	対象施設・事業	認定こども園（保育利用）、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業				
	きょうだい区分※1	第1子		第2子		第1子		第2子		
	保育必要量	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500	
市民税所得割額 ※2	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2	10,001円以上～48,600円以下	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3	48,601円以上～50,400円以下	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4	50,401円以上～57,700円以下	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5	57,701円以上～77,100円以下	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6	77,101円以上～97,000円以下	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7	97,001円以上～102,600円以下	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8	102,601円以上～120,600円以下	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9	120,601円以上～138,600円以下	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10	138,601円以上～169,000円以下	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	D11	169,001円以上～174,900円以下	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12	174,901円以上～192,900円以下	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13	192,901円以上～211,200円以下	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	D14	211,201円以上～228,900円以下	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	D15	228,901円以上～246,700円以下	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	D16	246,701円以上～255,700円以下	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	D17	255,701円以上～264,700円以下	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	D18	264,701円以上～273,700円以下	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	D19	273,701円以上～282,700円以下	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	D20	282,701円以上～291,700円以下	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
	D21	291,701円以上～301,000円以下	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	D22	301,001円以上～309,700円以下	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	D23	309,701円以上～335,800円以下	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	D24	335,801円以上～361,300円以下	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	D25	361,301円以上～387,700円以下	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	D26	387,701円以上～397,000円以下	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	D27	397,001円以上	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
ひとり親世帯等 ※3	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2	D2階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
	E3	D3階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4	D4階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E5	D5階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

※1 きょうだい区分の決定方法は「横浜市保育所等利用案内」もしくは「横浜市保育所等利用料のご案内」を確認してください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

※2 利用料は、市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に決定します。市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

政令指定都市の場合平成30年度より市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用料における市民税所得割課税額は6%の税率を用いて算出しています。（政令指定都市で独自減税により市民税率が6%でなかった自治体についても変更前の従来の税率により計算します。）

※3 E0～E5階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居親族がいる場合など対象外となることがあります）、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、C階層、D1～D5階層はE0～E5階層になります。

・月の途中に利用開始または利用を止めた方は、在籍日数に応じた利用料（10円未満は切り捨て）になります。

≪3号認定：その月の利用料＝利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日）÷25≫

# 保育のしごとの 求人・求職の お手伝いをします。

## かながわ保育士・ 保育所支援センター

### 保育のしごとを したい方(求職者)

神奈川県内の保育所等へ  
就労を希望する方の相談に  
応じ、就職活動の  
お手伝いをします。

### 保育所の方(求人事業者)

神奈川県内の保育所の  
保育士等の求人の受付を  
いたします。保育所以外の  
児童福祉施設等の  
利用も可能です。

### 無料

かながわ保育士・保育所支援センターは、厚生労働大臣から無料職業紹介所として許可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置されています。

### 安心

かながわ保育士・保育所支援センターは、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の共同事業として神奈川県社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。



### お問合せ

Tel 045-320-0505  
Mail holku\_jinzal@knsyk.jp  
開所時間 9:00～17:15  
(12:00～13:00は求人票閲覧のみ)  
開所日 月～土  
(祝祭日、年末年始は開所していません)

かながわ保育士・保育所支援センター [検索](#)

### アクセス

〒221-0835横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2  
かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

運営 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会



令和8年度継続実施!

**掲載料・成功報酬0円の園情報紹介サイト!**  
**「えんみっけ!」ご利用の案内!!**  
 ~簡単操作で、求人情報・動画を掲載可能~

・求人広告って  
費用がかかる...

・保育士募集のページを  
作りたいけど大変そう...

・動画を作って園を  
PRしたい!



**「えんみっけ!」を利用すれば  
全て解決!!**

- ・費用負担0円で求人情報を掲載!
- ・自園の採用ページ代わりに!
- ・動画も作成、掲載が可能!
- ・サポート体制も万全!



## ○「えんみっけ!」について

◆養成校学生をメインターゲットにした、園紹介のサイト

◆掲載料0円! 紹介料・成功報酬0円!

「えんみっけ!」は株式会社リンクが運営する、保育士・幼稚園教諭を目指す学生が理想の園に出会う為の“園と学生を結ぶWEBサイト”です。有料職業紹介ではないため、**採用費はかかりません!**

また、**横浜市が株式会社リンクと委託契約を結ぶ**ことにより、各施設では、**掲載料等、一切の費用負担なし(※)で、当サイトをフルにご利用いただけます!**

※有料会員の費用を横浜市が負担します。

**ぜひ、市内全ての施設でご利用ください!**

## ○「えんみっけ!」でできること

◆求人情報・園の写真等を詳しく掲載!

◆動画も無料で作成・掲載可能!

◆その他便利な機能も満載!

※詳細はHPを参照ください

えんみっけ!

検索



※サイト掲載イメージ



## ○利用登録方法等

**「えんみっけ!」ホームページから申請**

登録の詳細は「えんみっけ!」ホームページをご覧ください。

<サポート体制>

操作方法等、わからないことは、(株)リンク「えんみっけ!」事務局が丁寧に対応します!

直通電話: 050-5526-1927 e-mail: info.enmikke@link-timesgr.co.jp

作成した動画は  
自園のHP等でも掲載OK!

問い合わせ先

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

電話: 045-671-4375 Eメール [kd-hoikushi@city.yokohama.lg.jp](mailto:kd-hoikushi@city.yokohama.lg.jp)

# 保護者向け園選びサイト えんさがしサポート ★よこはま保育

横浜市内の保育所・幼稚園など約1400園をまるっと掲載



スマホで  
ラクラク

いつでも  
どこでも



条件いろいろ  
一括検索



えんさがし 横浜

